

・返戻金制度について（紹介手数料の返還）

内定承諾書を受領した採用者につき、以下の各号のいずれかに該当する場合には、当該採用者について紹介手数料支払い義務を負わないものとし、当該採用者にかかる紹介手数料を支払い済みの場合には、同額当該紹介手数料相当額を返還する。

- （１）採用者が甲の入社日までに本人の責に起因し甲の採用を取り消された場合
- （２）採用者の自己都合により甲への入社を辞退した場合
- （３）採用者が事前に辞退の連絡をせず入社日に出社しなかった場合

採用者が入社後、採用者の責による解雇または自己都合により退職した場合は、支払われた紹介手数料を以下の各号に記載の条件に従い、退職日の属する月の翌月末日までに返還するものとする。

- （１）入社日から１か月が経過した日までの退職 紹介手数料の８０％
- （２）入社日から３か月が経過した日までの退職 紹介手数料の５０％
- （３）入社日から６か月が経過した日までの退職 紹介手数料の２０％